

日本医療バランスト・スコアカード研究学会会則

(第1章 総則)

第1条 本会は日本医療バランスト・スコアカード研究学会 (Japan Association for Healthcare Balanced Scorecard Studies : 略称H B S C) と称する。

第2条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

(第2章 目的および事業)

第3条 本会は医療におけるバランスト・スコアカード (以下「B S C」) の調査・研究を通じ、B S C手法の開発と普及および会員相互の交流をはかり、医療経営の向上に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①学術総会、講演会、研修会など。
- ②機関誌等、会員の研究成果の刊行。
- ③医療におけるB S Cに関する調査・研究および開発・普及活動。
- ④内外の関連学術諸団体との協力活動。
- ⑤その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

(第3章 会員)

第5条 本会の会員は、個人正会員、名誉会員、賛助会員の3種類とする。

- ①個人正会員とは、本会の目的に賛同する者で、当該年度の会費を所定の申込書を本会事務局に提出し、理事会によって承認されたものをいう。
- ②名誉会員とは、本会の進歩発展ために特に功労があった者で、別に定める内規により選出され、評議員の推薦により理事会、評議員会の議を経て、総会で承認されたものをいう。
- ③賛助会員とは、本会の目的に賛同する個人または団体で、所定の申込書を本会事務局に提出し、理事会の承認を受け所定の会費を納めたものをいう。なお、賛助会員は無記名で4名まで学術総会に参加することができ、学術総会抄録を1冊配布するものとする。

第6条 会員は次の場合にその資格を失う。

- ①退会の希望を本会事務局に届けたとき。
- ②会費を引き続き2年以上、滞納したとき。
- ③死亡したとき。
- ④本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為があったと理事会が判定したとき。

(第4章 役員)

第7条 本会は次の役員を置く。

- ①理事長
- ②副理事長
- ③理事
- ④評議員
- ⑤監事

2 前項に定める役員の数は以下の通りとする。

理事長（1名）、副理事長（2名以内）、理事（15名以内）

評議員（個人正会員数の15%以内）、監事（2名）

第8条 本会の役員は次の職務を行う。

- ①理事長は本会を代表し、会務を総理する。但し、理事長は特命事項を理事に担当させることができる。
- ②理事長に事故ある時は、副理事長が理事長の代行を行う。
- ③理事は理事会を構成し、会務を執行する。
- ④評議員は評議員会を構成し、会の重要事項を審議する。
- ⑤監事は理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

第9条 本会の役員は次の規定により選出および選任する。

- ①評議員は別に定める方法により正会員の中から選出する。
- ②理事長は評議員会において個人正会員の中から選出する。
- ③理事は理事長が評議員の中から指名する。
- ④副理事長は理事長が理事の中から指名する。
- ⑤監事は、評議員会で、個人正会員の中から選出する。
- ⑥役員は、選出後に最初に開催される会員総会において承認を得るものとする。

第10条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。学術総会会長および次期学術総会会長の任期は1年とする。

第11条 役員に欠員を生じた場合には理事会が必要に応じて役員を補充することができる。但し、その任期は前任者の残存期間とする。

(第5章 会議)

第12条 本会の会議は会員総会、評議員会、理事会とする。

- ①会員総会は個人正会員をもって構成し、毎年1回原則として10月又は11月に開催する。理事長がこれを召集し、当該年度の学術総会会長が議長となる。議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

- ②評議員会は理事長がこれを召集し、理事長が議長となる。
- ③理事会は理事および監事をもって構成し、理事長が必要と認めた場合にこれを召集し、議長となる。
- ④前号に関わらず、当該年度の学術総会会長および次期学術総会会長は、理事会および評議員会に出席する者とする。
- ⑤理事会および評議員会の開会は、1/2以上の出席をもって行い、議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- ⑥理事および評議員は、本人が会議に出席できない場合、委任状による議事の賛否投票ができる。

(第6章 学術総会)

- 第13条 学術総会における発表は個人正会員に限る。ただし学術総会会長の承認を受けたものは個人正会員以外でも総会で講演を行うことができる。
- 第14条 学術総会の会場、期日、および総会実行委員長と実行委員会の組成は学術総会会長が定め理事会の承認を得る。

(第7章 会計)

- 第15条 本会の経費は年会費、寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。
- 第16条 本会会員の年会費は別に定める。名誉会員は年会費を免除する。
- 第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。事務局は毎年1回、会計報告を作成し、監事の監査を経て、理事会、評議員会および総会の承認を得る。

(第8章 補則)

- 第18条 本会の会則は総会の承認を経て改定することができる。
- 第19条 本会の会則施行に必要な細則は理事会の議を経て別に定める。
- 第20条 第1期の会長、理事、評議員の選出は、会則第9条の規定に関わらず発起人会において包括承認の上、会員総会において承認を得ることとする。その任期は平成18年3月31日までとする。

(附則)

- 1 この会則は2004年1月10日より施行する。
- 2 会則変更：第7条（第4回理事会・第2回評議員会、会員総会2004/11/12）
- 3 会則変更：第9条（第7回理事会・第3回評議員会、会員総会2005/11/05）

- 4 会則変更：第7条・第8条・第9条・第12条（第7期の理事長は、同期の会長が就任するものとする。）
5. 会則変更：第4条・第5条・第6条・第7条・第12条（2017年10月28日）